

5. 使用データ

本研究では、2つの調査の個票を使用する。第1は、『平成10年国民生活基礎調査』（厚生労働省）、第2は、『平成10年公的年金加入状況等調査』（社会保険庁）である。各調査の概要は下表に示す通りである。

	国民生活基礎調査 世帯票・健康票	国民生活基礎調査 所得票・貯蓄票	公的年金加入状況等調査
	5,240 単位区内の全 世帯・世帯員 24万7,662世帯 72万1,478人	2,000 単位区内の全 世帯・世帯員 3万506世帯 9万0,059人	1,984 単位区内の約10万 世帯の15歳以上世帯員 6万1,337世帯（15～59 歳の世帯員がいる世帯） 12万1,759人（15～59 歳の世帯員）
調査実施日	H10.6.4	H10.7.16	H10.10.15
調査方法	面接聞き取り	自計式・密封回収	面接聞き取り
調査の系統	厚生省—都道府県— 保健所—指導員—調 査員	厚生省—都道府県— 福祉事務所—指導員 —調査員	社会保険庁—都道府県— 調査員—世帯

『公的年金加入状況等調査』は『国民生活基礎調査』世帯票の調査対象単位区のなかから選ばれた単位区にある世帯を対象に調査されている。『公的年金加入状況等調査』には、パートタイマーとアルバイトについてのみではあるが、週当たりの就業日数や出勤した1日当たりの就業時間数というように、『国民生活基礎調査』では得られない労働時間に関する項目が含まれている。したがって、仮説H4とH5の検証にあたっては、両者のデータをリンケージして使用する。

6. 有配偶女性の公的年金加入状況

はじめに、有配偶女性の公的年金加入状況を就業状況との関係で概観してみよう（表1）。有配偶女性の約半分は第3号被保険者であるが、そのうち3割近く（27.9%）が所得を伴う仕事をもっている。従業上の地位としては、「1月以上1年未満の契約雇用者」が最も多く、「一般雇用者」である場合も小企業に勤めている割合が高い⁶。

夫と妻の公的年金加入状況をクロス集計してみると（表2）、夫が第2号被保険者である場合、妻の70%は第3号被保険者であり、第2号被保険者は27%いるものの、第1号は

⁶ 『国民生活基礎調査』の用語解説によると、一般常雇者とは「雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間の契約で他に雇われている者」とされている。

2.3%ときわめて少ない。なお、ここで「非加入」とあるのは、60歳に達して被保険者資格を喪失しているケースが多いとみられる。夫が60歳に達してから妻が60歳に到達するまでの期間、第3号であった妻は第1号被保険者として国民年金保険料を納付しなくてはならない。そのため夫が非加入である妻の50%は第1号被保険者となっている。

7. 有配偶女性の年収・労働時間分布

図1は夫が加入する公的年金の種類別に妻の年収分布をみたものである。対象は就業している妻で所得が把握可能で年収400万円未満、かつ、夫婦ともに公的年金加入状況が把握可能な5,156サンプルである。

注意しなくてはならないのは、『国民生活基礎調査』所得票で記録されている所得は、調査前年のものだけということである。そのため前年の雇用者所得の記録がない妻のサンプルは（例え現在、就業者であっても）除外されている。ここでのサンプルは、ある程度継続的に就業している就業者に限られている。

H1の仮説に従って検討してみると、いずれのグラフでも年収70万円でのスパイクは観察されないが、年収90～103万円の間で大きなスパイクを示している。H3の仮説との関係では、夫が厚生年金や共済年金に加入して第2号被保険者である場合（図では各々“Kosei-2”、“Kyosai-2”）と比較して、国民年金の第1号被保険者である場合（同、“Kokunen-1”）や非加入の場合（同、“None”）にはスパイクが低い半面、103～130万円未満の階級での分布はむしろ第2号の場合より多く、仮説と整合的である。

図2は、夫が雇用者である世帯に限定して、夫の勤務先の企業規模別に妻の年収分布をみたものである。H2の仮説で予想した通り、夫が大企業や官公庁に勤務している場合に、年収90～103万円でのスパイクは顕著である。『平成9年賃金労働時間制度等総合調査』（旧労働省）によると、調査対象企業のうち配偶者手当制度のある企業の割合は76.6%であるが、企業規模が大きいほどその割合は高く、1,000人以上の大企業では92.2%に達する⁷。また配偶者手当を支給する企業における1企業平均の「配偶者手当額」は平均10,500円だが、企業規模別にみると、1,000人以上17,400円、300～999人14,200円、100～299人11,100円、30～99人9,600円で、1,000人以上は30～99人の約1.8倍の額となっている。このように大企業になるほど配偶者手当打ち切りが世帯所得に及ぼす影響が大きく、図の分布はこうした制度的な誘因を反映したものと考えることができる。

同様のことを『公的年金加入状況等調査』で検証したのが図3である。同調査は『国民生活基礎調査』とリンク可能であるが、大半は（調査対象者の負担を軽減するため）基礎調査世帯票とのリンクにとどまっており、所得票までリンクが可能なのは、7,000世帯弱にとどまる。そうした世帯に属する20～59歳の有配偶女性で、パートタイマーやアルバイトとして就業しており、かつ、就業日数や就業時間、本人や夫の所得情報に欠値がない

⁷ 同調査の調査対象は、本社の常用労働者が30人以上の民営企業である。

サンプルとなると、453 サンプルまで減少してしまう。図3はそれらのサンプルのうち、年収200万円未満の432サンプルについて、年収分布を観察したものである。サンプル数が少ないため、ばらつきは大きいですが、ほぼ図1の場合と同様にH1やH3の仮説と整合的な分布が観察される。

図4はH4およびH5の仮説を検証するために有配偶女性パートタイム労働者の労働時間分布を夫の年金タイプ別にみたものである。ここでの労働時間は、『公的年金加入状況等調査』で調査されている「週あたりの就業日数」と「1日あたりの就業時間」から週労働時間を算出した。したがって、両方の変数についての観測誤差が含まれている可能性がある。サンプル数が少ないものの、有配偶女性パートタイム労働者の労働時間分布は、週20時間未満のポイントと、週30～33時間未満のポイントに集中している。夫が被用者年金に加入している第2号被保険者の場合、妻の労働時間は週20時間未満である割合が高いが、夫が第1号被保険者であったり、非加入であったりする場合には、わずかながら週30時間を超える割合が高く、H5の仮説を支持する結果となっている。平成10年時点では、週労働時間が30時間（特例適用事業所は34.5時間）未満の場合は厚生年金の加入資格がなく、20時間未満の場合は雇用保険の加入資格も満たすことができないが、第2号被保険者の妻は、厚生年金だけでなく雇用保険にも加入しないように労働時間を調整している可能性がある⁸。

8. 計量分析結果

上記の仮説をより厳密に検証するため、有配偶女性労働者の年収と労働時間について計量分析を行った。

(1) 年収階級の Multinomial Logit Model による推定結果

推定対象サンプルは、『国民生活基礎調査』所得票の調査対象世帯に属する年収400万円未満の有配偶女性労働者4,786人で、夫が第3号被保険者のケースは除外している。これらのサンプルを①年収90万円未満、②年収90～103万円未満、③年収103～130万円未満、④年収130万円以上、の4つのグループに分け、それぞれのグループに属する確率がどのような要因によって異なるかを比較した（基準は年収90万円未満）。説明変数は、夫の公的年金タイプを示すダミー変数、夫の年収（対数）、世帯借入金残高、妻本人の年齢、6歳未満の子供数、三世代世帯ダミー、県別最低賃金、県別有効求人倍率である。結果は表3にまとめられている。

夫が第2号被保険者であることを示すダミー変数の係数はおしなべてマイナスであり、夫が第1号被保険者である妻と比較して、これらの妻の年収は低くとどまる傾向にある。とくに年収103～130万円未満の階級に入る確率は第1号の場合と比較して有意に低い。一方、夫が非加入である場合は、第1号である場合と有意な違いは認められない。

⁸ 安部(2002)によると、有配偶女性は雇用保険に加入しない傾向にあることに加え、被用者保険の加入基準を満たさないが雇用保険の加入基準を満たしている有配偶女性でも、雇用保険に加入する確率は高くない。

つぎに、高所得な夫をもつ妻は、103～130万円未満の階層に入る確率が有意に低い反面、90～103万円未満の所得を得る確率が有意に高い。一般的に大企業に勤務する夫ほど高所得で限界税率も高いから、こうした夫を持つ妻が就労する場合には、年収が103万円未満になるように調整するインセンティブは強いといえる。

借入金残高が多い世帯の妻は、年収130万円以上を稼得する傾向が有意に強い。所得税や社会保険料が賦課されても、ローン返済のためにより多くの所得を稼得したいのだとみられる。

妻の年齢の効果は2つに分かれ、年収90～103万円未満を稼得する確率と年収130万円以上を稼得する確率を高めている。これは中高年女性労働者の就業形態が、①短時間就業するパートタイム労働者と、②勤続年数の長い正規従業員や長時間パート労働者に2分化しているためではないかと思われる。

6歳未満の子供数は有意に母親の年収を低める要因となっている。幼児がいる場合には時間的な制約が厳しく、就業時間が短くなるためではないかと解釈される。その反面、三世帯世帯であることは有意に妻の年収を高める要因となっており、家事・育児など家庭内労働の負担が有配偶女性の所得に及ぼす影響が強いことがわかる。

最低賃金が高い地域では103～130万円未満の所得を稼得する確率は有意に低い。安部(1999)でも指摘されているように、最低賃金の高い地域では短い労働時間で容易に夫の扶養を外れる所得を稼ぐことができる。世帯の手取り所得という観点からは、この103～130万円未満は最も稼ぎ甲斐がない階級であり、賃金水準の高い地域では少しだけ長時間(短時間)就労すれば手取りの世帯所得は高まるため、この階級に落ちないように就業調整する傾向が強いのだと考えられる。

有効求人倍率は有意に130万円以上の年収を稼ぐ確率を高めている。労働力需給が逼迫している地域では、良好な雇用機会に恵まれることが反映されているのだとみられる。

(2) 労働時間関数の推定結果

表4は、第7節でリンケージした有配偶女性パート、アルバイト425人を対象として労働時間関数を最小自乗法で推定した結果である。説明変数に含まれる対数賃金率は、前年の雇用者所得を週労働時間の52倍で除して算出した。したがって、前年の労働時間が調査時点と異なっている場合には、観測誤差が伴うこととなる。

労働供給の賃金弾力性は -0.38 で有意に負となっている。この結果は安部・大竹(1995)で指摘されているように、制度的な要因によって時間当たり賃金が上昇したときに労働時間を減らす行動からもたらされている可能性が高い。

夫が第1号被保険者である場合と比較して、第2号である場合には有意に労働時間は短くなる。その一方で、夫の所得や幼児数、三世帯世帯かどうかといった世帯属性の影響は有意には観察されない。最低賃金が高い地域では労働時間が有意に短い傾向にあるが、これは前述したように短時間の就業でも夫の扶養をはずれる所得を稼得することが容易なため、就業調整している可能性が考えられる。

9. 結論

本研究の分析では、以下のような点が明らかになった。

- ・ 有配偶女性労働者の年収分布は、103 万円でスパイクをもち、特に夫が第2号被保険者である場合、そのなかでも大企業や官公庁に勤務する場合に顕著である。
- ・ 夫が第2号被保険者である場合には、妻が年収 103～130 万円未満の所得階級に入る確率は（夫が第1号である場合と比較して）有意に低い。
- ・ 有配偶女性労働者の労働時間分布は、雇用保険の加入資格を満たさない週 20 時間未満の水準と厚生年金が適用されない正規労働者の4分の3未満の水準に集中する傾向がある。
- ・ 夫が第2号被保険者である場合には、パートタイム就業している妻の労働時間は有意に短くなる傾向にある。
- ・ 有配偶女性パートタイム労働者の労働時間の賃金弾力性は負値で、賃金が上昇すると労働時間を短縮する傾向にある。

これらの発見はいずれも既存研究と整合的であり、有配偶女性労働者について、夫の年金タイプや所得を明示的に取り込んだ形で税制や社会保障制度、配偶者手当による就業調整の実態を明らかにした点が新たな貢献といえる。

今後の研究課題としては、年収制限が変更された前後の複数年次のデータを使用し、DID estimation による制度変更の影響を把握することが考えられる。

以上

付記

本稿で使用した『平成 10 年国民生活基礎調査』および『平成 10 年公的年金加入状況等調査』の個票は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「社会経済変化に対応する公的年金のあり方に関する実証研究」（主任研究者：府川哲夫・国立社会保障・人口問題研究所部長）において目的外使用申請を行い、許可を得て筆者が再集計したものである。

参考文献

- 安部由起子(1999)「女性パートタイム労働者の社会保険加入の分析」、『季刊社会保障研究』Vol. 35, No. 1, pp. 77-95.
- 安部由起子(2002)「パート労働者の年金保険・健康保険・雇用保険加入」, 小椋正立・デービッド・ワイズ編『日米比較 医療制度改革』, 日本経済新聞社, pp. 87-131.
- 安部由起子・大竹文雄(1995)「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給」, 『季刊社会保障研究』Vol. 31, No. 2, pp. 120-134.

樋口美雄(1995)「「専業主婦」保護政策の経済的帰結」, 八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保護政策の経済分析』, 日本経済新聞社, pp.185-219, .

樋口美雄・西崎文平・川崎暁・辻健彦(2001)「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」, 景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー, DP/01-4, 内閣府政策統括官(経済財政-景気判断・政策分析担当), 2001年8月.

表1 国民生活基礎調査(所得票)による有配偶女性(20～59歳)、勤めか自営かの別、公的年金加入状況

	国年第1号		第2号		第3号		厚年第3号 共済第3号		非加入	合計
	2,061 (53.0)	4,259 (98.5)	3,484 (98.4)	775 (99.2)	2,454 (27.9)	2,092 (28.2)	362 (26.5)	196 (32.3)		
仕事あり										
自営業主(雇人あり)	113	32	31	1	38	34	4	12	195	
自営業主(雇人なし)	184	23	22	1	106	87	19	15	328	
家族従業者	1,081	143	141	2	113	99	14	72	1,409	
会社・団体等の役員	39	204	202	2	29	28	1	2	274	
雇業者	521 (13.4)	3,819 (88.4)	3,056 (86.3)	763 (97.7)	1,798 (20.4)	1,537 (20.7)	261 (19.1)	73 (12.0)	6,211 (35.3)	
一般雇業者 1-4	65	101	99	2	137	116	21	10	313	
一般雇業者 5-29	150	792	762	30	382	332	50	24	1,348	
一般雇業者 30-99	66	768	734	34	222	188	34	14	1,070	
一般雇業者 100-499	30	757	701	56	131	121	10	4	922	
一般雇業者 500-999	5	216	201	15	25	20	5	2	248	
一般雇業者 1000-	18	398	388	10	64	58	6	2	482	
一般雇業者 官公庁	6	637	33	604	19	8	11	0	662	
1年以上1年未満契約雇業者	143	141	129	12	692	586	106	13	989	
日々または1月未満契約雇業者	38	9	9	0	126	108	18	4	177	
家庭内職者	42	4	4	0	146	121	25	7	199	
その他	81	34	28	6	224	186	38	15	354	
仕事なし	1,830 (47.0)	63 (1.5)	57 (1.6)	6 (0.8)	6,341 (72.1)	5,339 (71.8)	1,002 (73.5)	411 (67.7)	8,645 (49.1)	
合計	3,891 (100.0)	4,322 (100.0)	3,541 (100.0)	781 (100.0)	8,795 (100.0)	7,431 (100.0)	1,364 (100.0)	607 (100.0)	17,615 (100.0)	

(注)『平成10年国民生活基礎調査』から筆者が再集計したものの。

表2 国民生活基礎調査(所得票)による有配偶女性(20~59歳)、夫の公的年金加入状況別、公的年金加入状況

妻の公的年金加入状況 夫の公的年金加入状況	国年第1号		第2号		厚年第2号 共済第2号		第3号		厚年第3号 共済第3号		非加入		合計
	2,869 (83.0)	494 (14.3)	427 (12.4)	67 (1.9)	8,693 (70.1)	7,353 (59.3)	1,340 (10.8)	93 (2.7)	3,456 (100.0)				
国年第1号	2,869 (83.0)	494 (14.3)	427 (12.4)	67 (1.9)	8,693 (70.1)	7,353 (59.3)	1,340 (10.8)	93 (2.7)	3,456 (100.0)				
第2号	279 (2.3)	3,372 (27.2)	2,735 (22.1)	637 (5.1)	7,353 (70.1)	7,353 (59.3)	1,340 (10.8)	49 (0.4)	12,393 (100.0)				
厚年第2号 共済第2号	236	2,724	2,476	248	7,353	7,353	1,340	42	10,355				
第3号	43	648	259	389	1,340	1,340	7	7	2,038				
厚年第3号 共済第3号		95	75	20				0	95				
非加入		75	75	20				0	75				
不詳	690 (50.1)	251 (18.2)	213 (15.5)	38 (2.8)	102	78	24	435 (31.6)	1,376 (100.0)				
合計	3,891 (22.1)	4,322 (24.5)	3,541 (20.1)	781 (4.4)	8,795 (49.9)	7,431 (42.2)	1,364 (7.7)	607 (3.4)	17,615 (100.0)				

(注)『平成10年国民生活基礎調査』から筆者が再集計したものの。

表3 年収階級のMultinomial Logit Model 推定結果

	90-102万円	103-129万円	130万円以上
_lhus_pent~2 夫・厚生年金(第2号)*	-0.104 (0.128)	-0.529 *** (0.155)	-0.020 (0.103)
_lhus_pent~3 夫・共済年金(第2号)*	-0.256 (0.191)	-0.566 ** (0.256)	-0.263 * (0.155)
_lhus_pent~6 夫・公的年金非加入*	-0.056 (0.243)	-0.148 (0.276)	0.095 (0.194)
lnhus_ictot 対数(夫の年収)	0.215 ** (0.095)	-0.384 *** (0.105)	-0.090 (0.074)
s_loan_c100 世帯借入金残高(100万円)	0.008 (0.005)	0.009 (0.007)	0.010 ** (0.004)
age 年齢	0.017 *** (0.006)	0.011 (0.008)	0.011 ** (0.005)
s_6udj 6歳未満の子供数	-0.287 ** (0.114)	-0.316 ** (0.150)	-0.226 *** (0.083)
sansedai 三世代世帯*	0.178 (0.113)	0.287 ** (0.143)	0.397 *** (0.089)
saichin 最低賃金	0.000 (0.000)	-0.001 *** (0.000)	0.000 * (0.000)
yuko 有効求人倍率	-0.048 (0.298)	-0.082 (0.383)	0.943 *** (0.235)
_cons 定数項	-2.410 ** (1.137)	4.695 *** (1.434)	1.812 ** (0.905)
Log likelihood	-5454.316		
N	4786		
Pseudo R2	0.0174		

- (注) 1. 有配偶女性就業者、年収400万円以下。夫が第3号被保険者のケースを除く。
 2. 基準ケースは年収90万円未満。
 3. *印の変数はダミー変数。()内は標準誤差。

表4 対数労働時間の推定結果

	係数	標準誤差	t値
lnworkhour			
lnwagerate	-0.383 ***	(0.033)	-11.520
_lhus_pent~2	夫・厚生年金(第2号)*	(0.061)	-3.010
_lhus_pent~3	夫・共済年金(第2号)*	(0.086)	-2.680
_lhus_pent~6	夫・公的年金非加入*	(0.108)	-0.190
lnhus_ictot	対数(夫の年収)	(0.043)	1.740
age	年齢	(0.003)	0.640
s_6udj	6歳未満の子供数	(0.056)	-0.350
sansedai	三世代世帯*	(0.051)	0.670
lnsaichin	対数最低賃金	(0.455)	-3.740
_cons	定数項	(3.803)	5.180
Adj. R2	0.278		
N	425		

- (注) 1. 公的年金加入状況調査で「パート・アルバイト」と回答した有配偶女性。
 2. 労働時間・本人の所得情報・夫の所得情報に欠値がないもの。
 3. *印の変数はダミー変数。

図1 夫の年金タイプ別にみた有配偶女性労働者の年収分布
 (注) 『平成10年国民生活基礎調査』より筆者作成。

By husband's pension type
 Wives with jobs, ic1<=400, N=5156

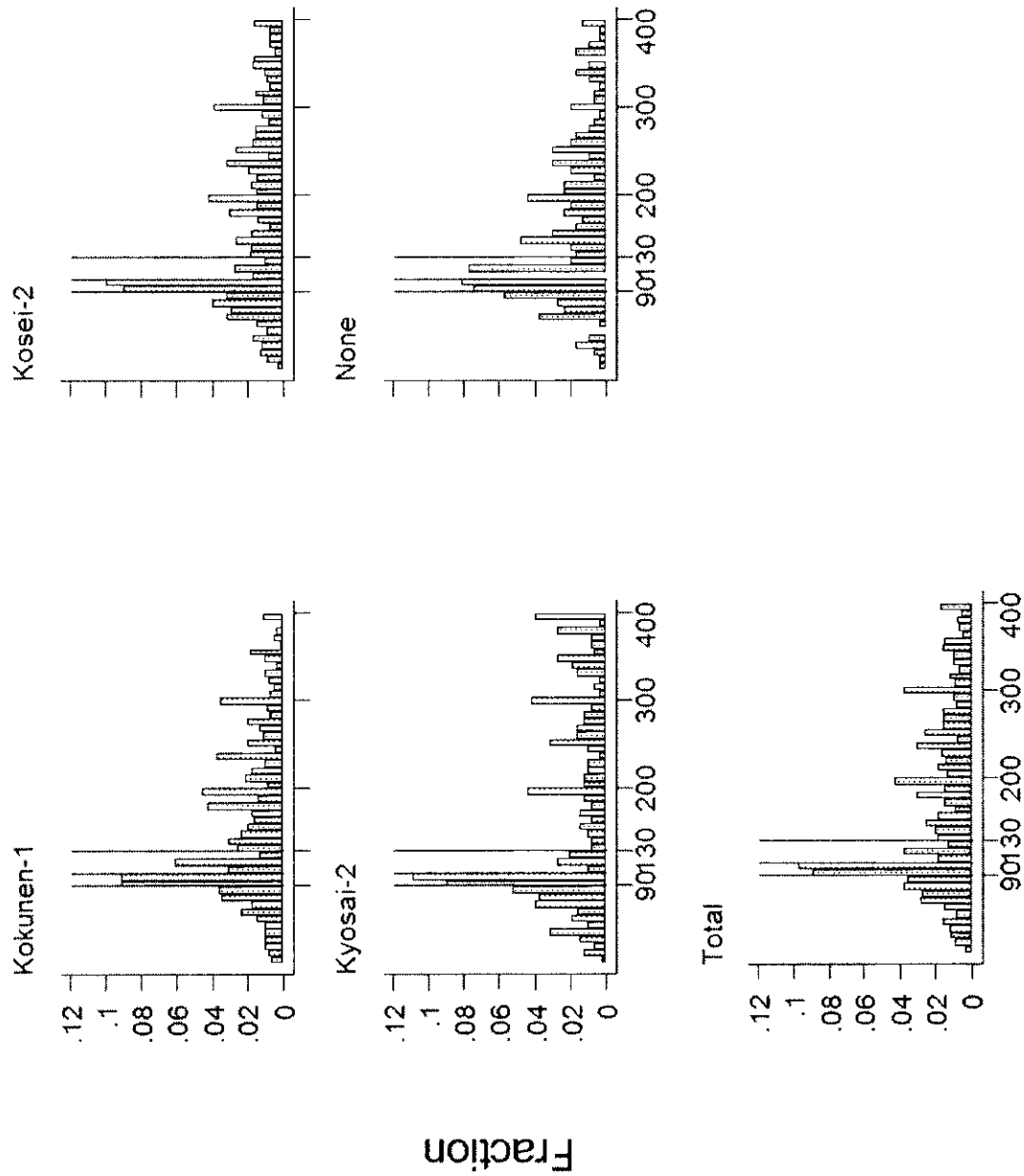


図2 夫の勤務先の企業規模別にみた有配偶女性労働者の年収分布
 (注) 『平成10年国民生活基礎調査』より筆者作成。

By husband's firm size
 Wives with jobs, ic1<=400, N=3402

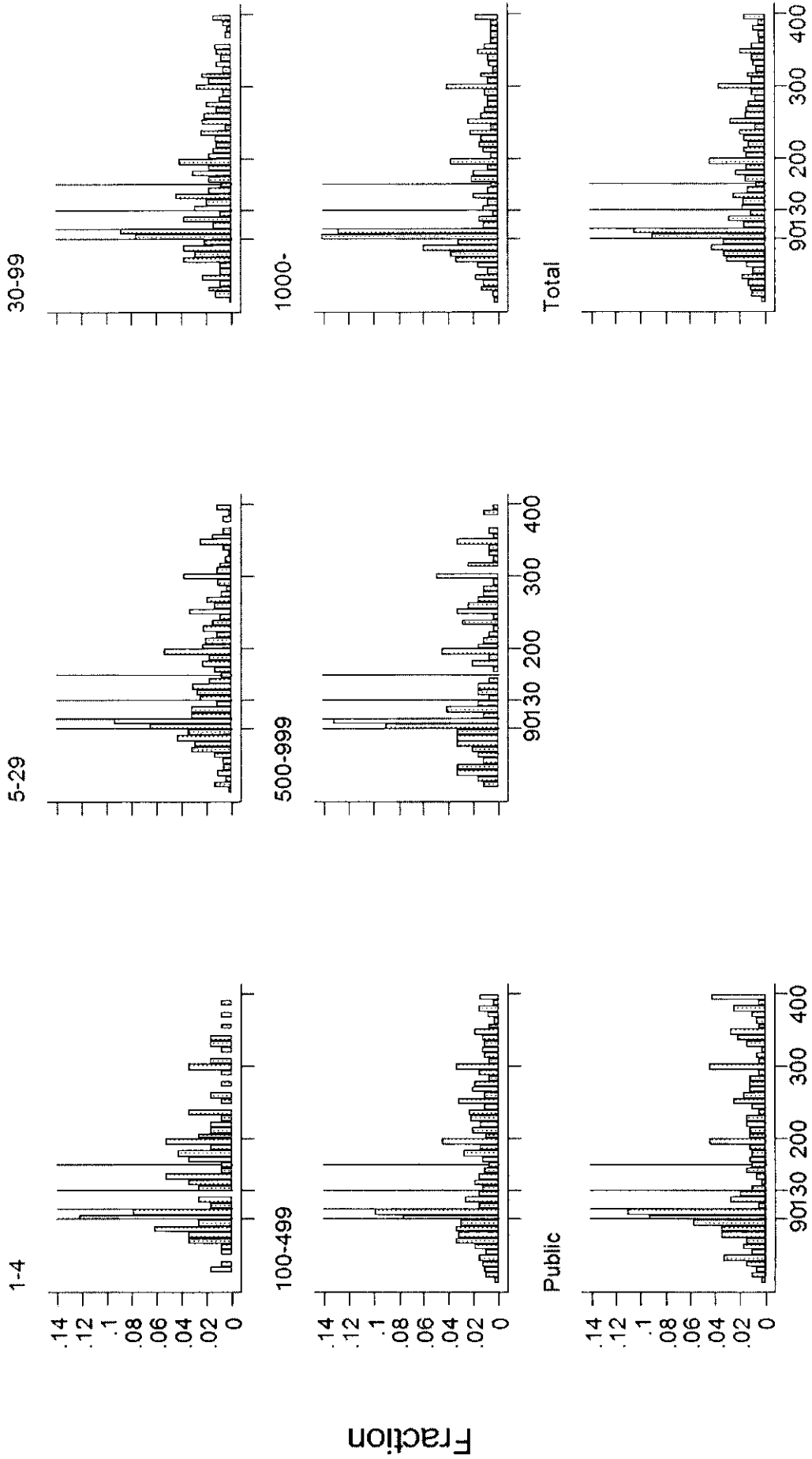


図3 夫の年金タイプ別にみた有配偶パートタイム女性労働者の年収分布
 (注) 『平成10年公的年金加入状況等調査』より筆者作成。

By husband's pension type
 Part-time & arubaito workers, ic1 <= 200, N=432

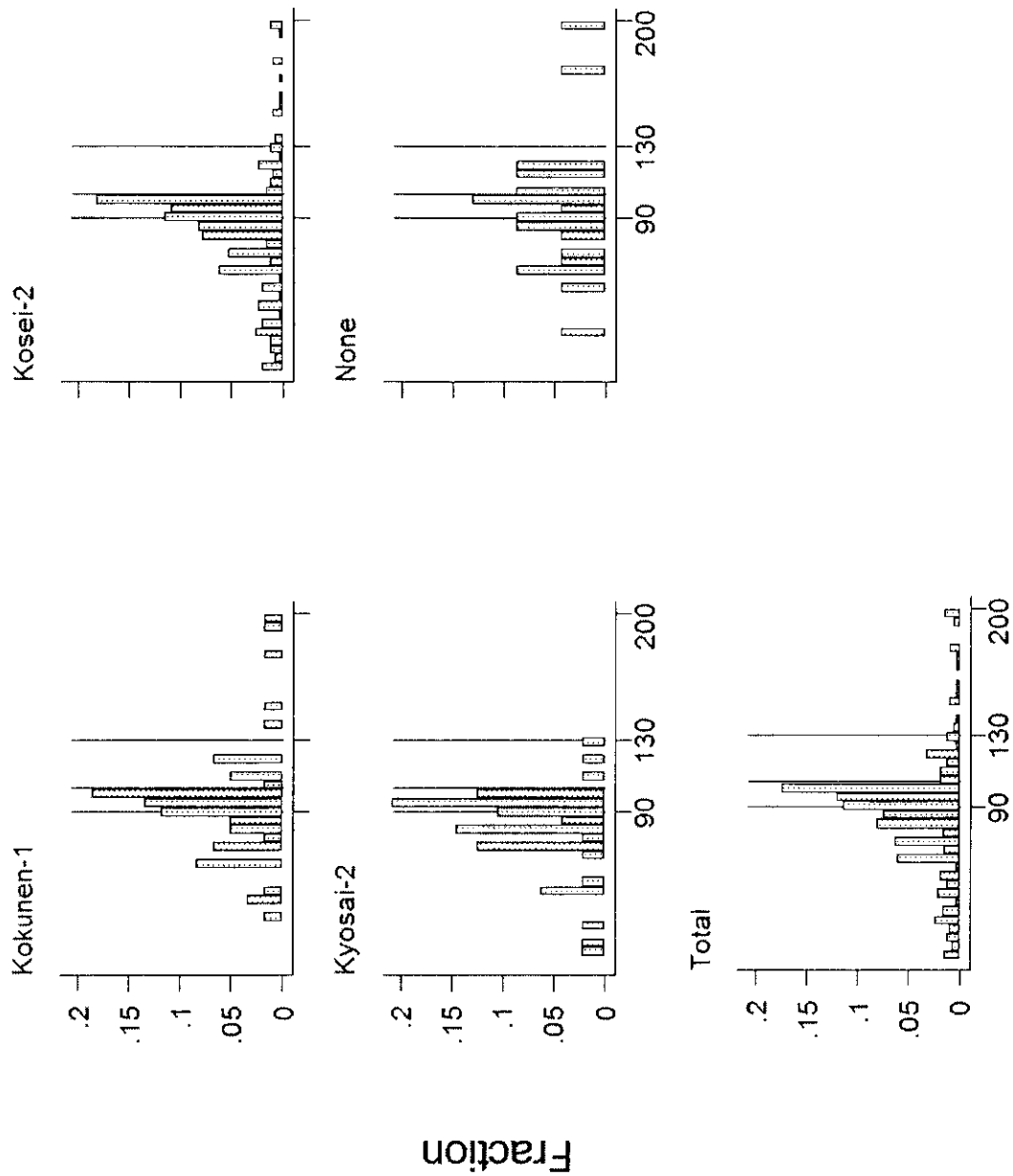
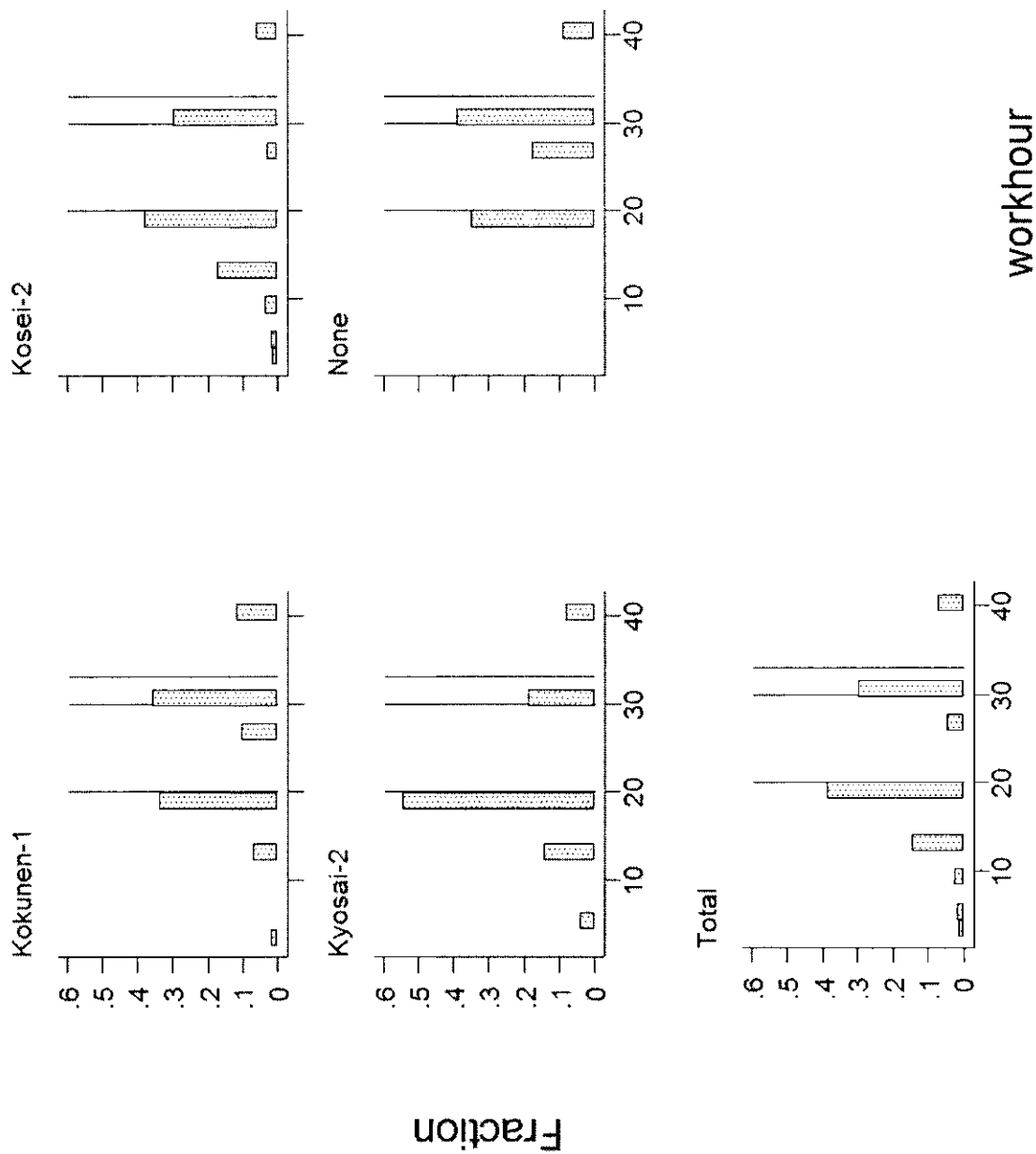


図4 夫の年金タイプ別にみた有配偶パートタイム女性労働者の労働時間分布
 (注) 『平成10年公的年金加入状況等調査』より筆者作成。

By husband's pension type
 Part-time & arubaito workers, ic1<=200, N=432



厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」

ミクロシミュレーションモデルにおける所得情報の取扱い

稲垣 誠一
農業者年金基金

平成15（2003）年3月31日

1. はじめに

我が国では、少子・高齢化が進行しており、2050年には3人に1人が高齢者という超高齢社会が予測されている。また、結婚しない若者の増加や子供を持たない夫婦が増加してきており、今後一人暮らしの老人が急増していくことも予測されている。高齢者への社会保障・生活支援などについては、すでに重要な課題として各方面で議論が行われており、その基礎資料として、日本の将来推計人口や世帯数の将来推計が利用されている。

しかしながら、これらの問題を考えるに当たっては、人口や世帯数のみならず、将来の高齢者の家族の状況や健康状態、高齢者本人の所得やその世帯の所得をミクロレベルで併せて推計することが、きわめて有用である。この種の推計を行うツールとしては、ミクロシミュレーション手法による世帯モデル（青井・府川・稲垣・他（1986）、稲垣（2002）、他）があるが、このモデルに所得情報などを付加することによって、家族・世帯・健康・所得がミクロレベルで整合的に行うことができることになる。

モデルに組み入れるための所得、貯蓄、借入金の状況などについては、国民生活基礎調査や全国消費実態調査などでその実態が調べられているが、これらの調査項目の性格上、実査では過少申告されている恐れがあり、その調査結果をモデルに組み込むに当たってはデータの信頼性をチェックしておくことが必要不可欠である。全国消費実態調査について

は、浜田（2002）が「SNA 家計勘定の分布統計の推計」の中でその検証を行い、貯蓄、借入金、財産所得については大幅に過小となっている一方、雇用者所得についてはほぼ正確な実態が捉えられていることを示している。また、社会保障給付についても乖離が大きいと指摘している。

本研究の最終目標は、ミクロレベルで家族・世帯・健康・所得の将来推計を行うことであり、そのためには、健康状態と所得の両方が調査されている国民生活基礎調査の調査結果をモデルに組み入れることが望ましいと考えている。しかしながら、現時点では国民生活基礎調査の個票データが利用できないことから、モデルへの組み入れや詳細な実態分析は来年度以降の研究課題とし、本稿では、公表されている国民生活基礎調査の所得票の集計結果をもとに、所得に関する個票データの信頼性の分析を行うこととした。

2. モデルに組み入れる所得の種類

国民生活基礎調査では、「雇用者所得」、「事業所得」、「農耕・畜産所得」、「家内労働所得」、「公的年金・恩給」、「家賃・地代の所得」、「利子・配当金」、「公的年金・恩給以外の社会保障給付金」、「仕送り」、「その他の所得」に区分して所得（ただし、退職金、社会保障給付の現物給付は除かれている。）の調査が行われている。このうち、財産所得である「家賃・地代の所得」、「利子・配当金」については明らかに過小になっていると考えられることから基礎データからは除外せざるを得ず、「公的年金・恩給以外の社会保障給付金」、「仕送り」、「その他の所得」についても、将来推計が容易ではなく、老後生活の中心となる所得でもないことから、同様に除外することとした。なお、貯蓄や借入金についても、貯蓄票で調査が行われているが、これらも明らかに過小となっていると考えられることから、貴重なデータではあるが同様に除外することとした。

そこで、稼働所得である「雇用者所得」、「事業所得」、「農耕・畜産所得」及び「家内労働所得」並びに「公的年金・恩給」をモデルに組み入れることを視野に入れ、これらのデータの信頼性について分析を行った結果が以下のとおりである。稼働所得については、性・年齢階級別に有稼働所得者（稼働所得のある者）の割合と平均稼働所得について考察を加えるとともに、それらを積み上げた総稼働所得と SNA ベースの雇用者所得等と比較を行った。「公的年金・恩給」については、同様にそれらを積み上げた年金等給付費の総額と社会保障給付費の年金部門の数値（国立社会保障・人口問題研究所）との比較を行った。もちろん、両者の間には若干ではあるが概念の相違があることから、比較に当たっては、その点に留意が必要である。

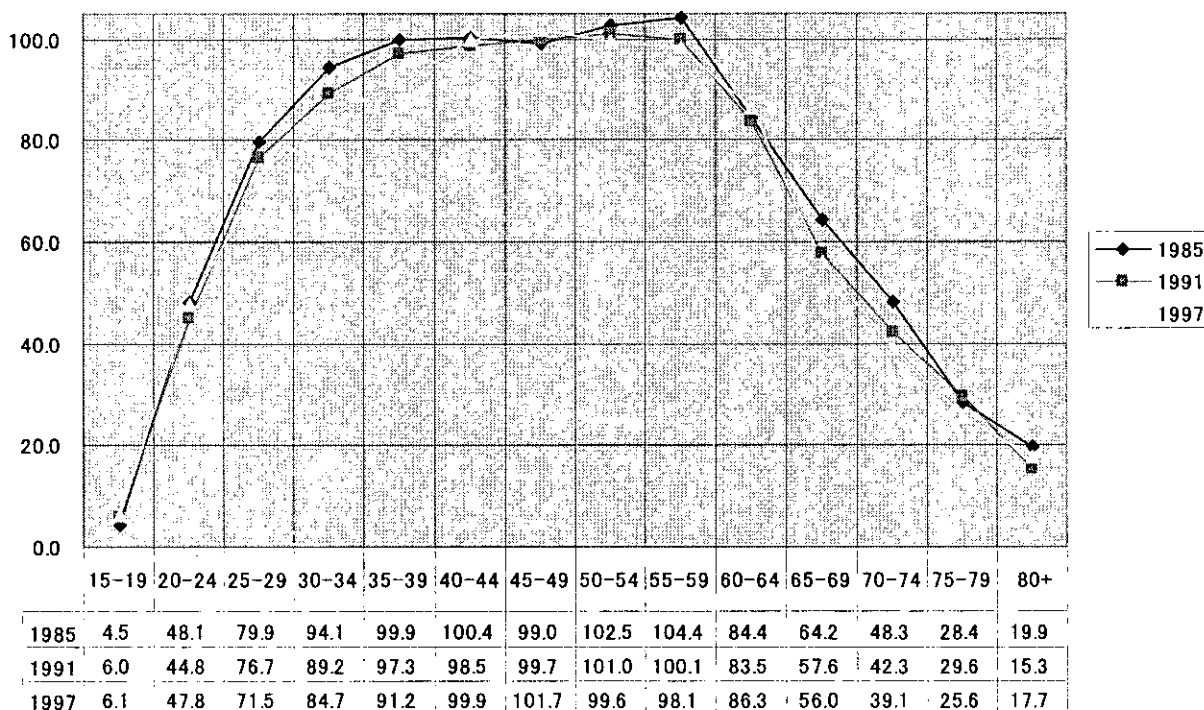
3. 稼働所得の分析

(1) 性・年齢階級別にみた有稼働所得者の割合

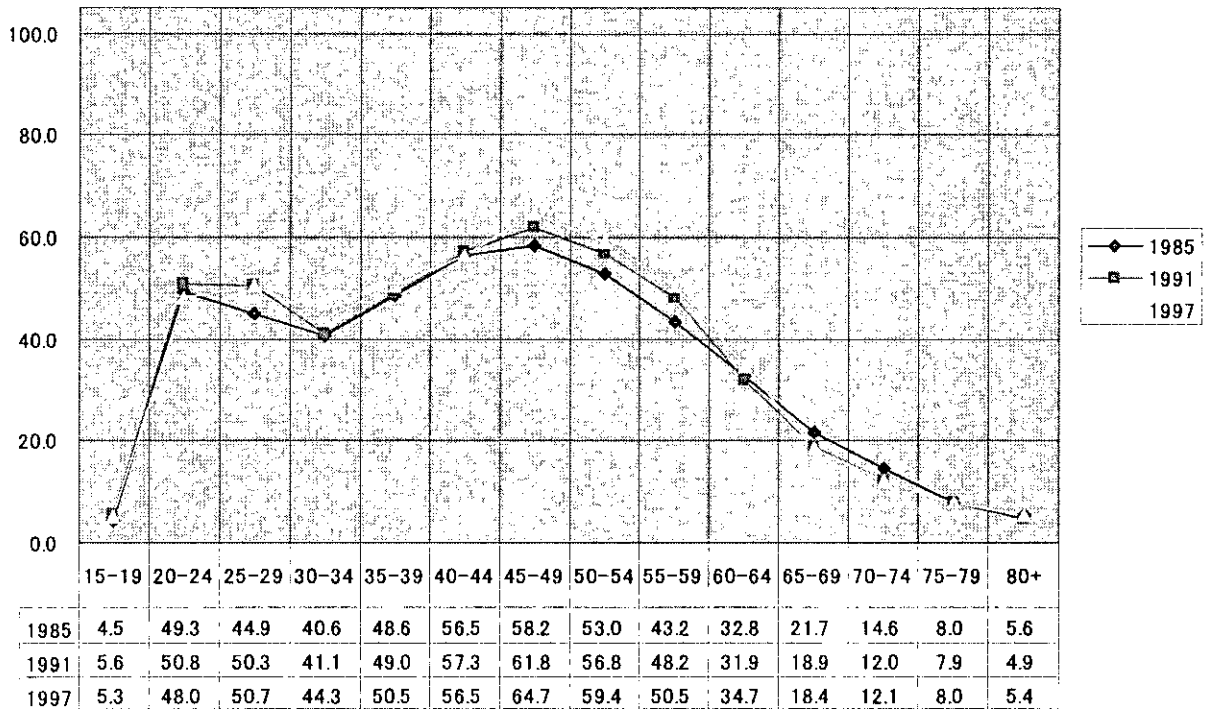
図1及び図2は、有稼働所得者の割合を性・年齢階級別にみたものである。稼働所得には「雇用者所得」、「事業所得」、「農耕・畜産所得」及び「家内労働所得」が含まれるが、60歳未満ではほとんどが「雇用者所得」である。なお、この図において、100%を超える年齢層があるが、これは有稼働者所得者の人数を「延べ」でとっているため（公表されている結果表の制約のため）である。ただし、二種類以上の所得がある者は少数であることから、全体の様子を観察する上では差し支えないと考えられる。

年齢階級別にみた有稼働所得者の割合は、1985年から1997年にかけて男女とも全体的に大きな変化はみられないが、男子の25から39歳の年齢層で低下傾向にあることが目立っている。また、女子にはいわゆるM字カーブがみられるが、このカーブについても大きな変化はみられない。

(図1) 有稼働所得者の割合(男)



(図2) 有稼働所得者の割合(女)



(2) 性・年齢階級別にみた平均稼働所得額

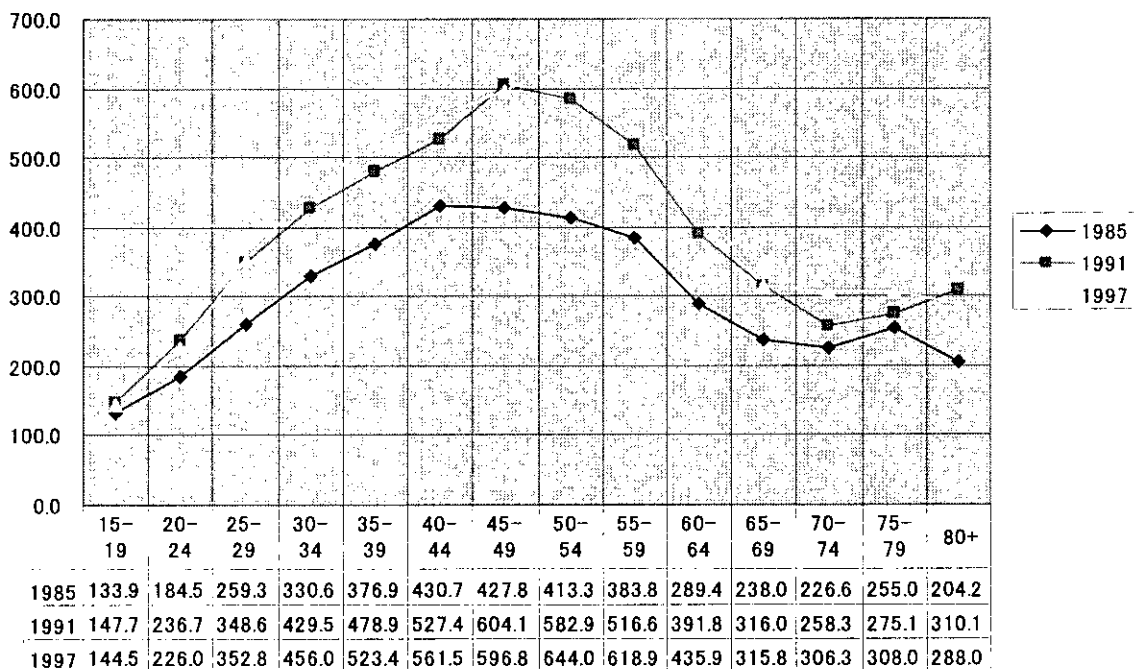
図3及び図4は、有稼働所得者の平均所得額を性・年齢階級別にみたものである。男子では、50歳前後の年齢層にピークがあるが、女子は全年齢層を通じてほぼ同じ平均所得額となっており、大きく形状が異なっている。

男子については、年功賃金が反映したカーブになっているものと考えられるが、1985年から1997年にかけてピークの年齢層が上昇してきている。このピークに相当する世代は、いわゆる団塊の世代である。なお、この稼働所得には、雇用者所得のほか事業所得や農耕・畜産所得等が含まれるため、世代による自営業者とサラリーマンの比率の違いがこのカーブに影響していることも考えられる。

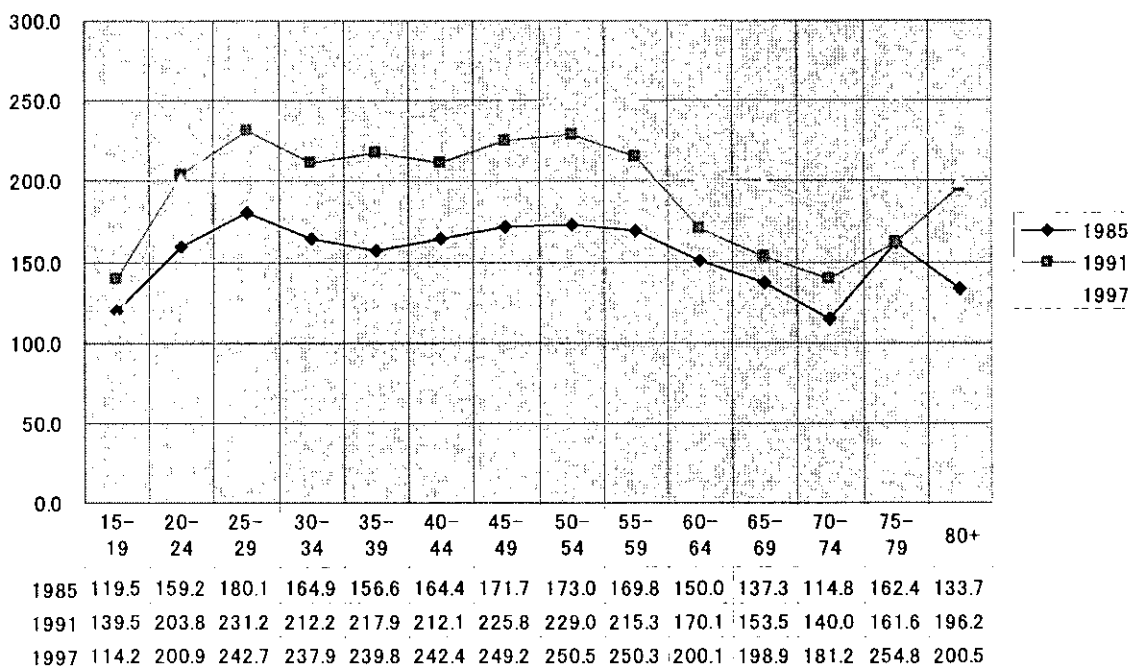
女子についてフラットなカーブとなっているのは、所得水準が構造的にそうなっているわけではなく、有配偶者と無配偶者の比率が関係しているものと考えられる。M字カーブにみられるように、女子では結婚によって退社し、結婚・子育て後はパート勤めの低い所得になる者が多い。女子については、有配偶者は年齢にあまりかわりなく低い所得、無配偶者は男子に近い年功賃金を反映したカーブになっていると考えられる。年齢が上がるにつれ、無配偶者の所得は上昇するが、一方で所得の低い有配偶者の割合が増加するため、両方の効果がちょうど相殺する形になり、結果としてフラットなカーブになったものと考えられる。

えられる。したがって、女子については、有配偶者と無配偶者（あるいは、子供がある者とない者）に分けて分析を行う必要があると考えられる。

(図3) 有稼働所得者の平均稼働所得(男)



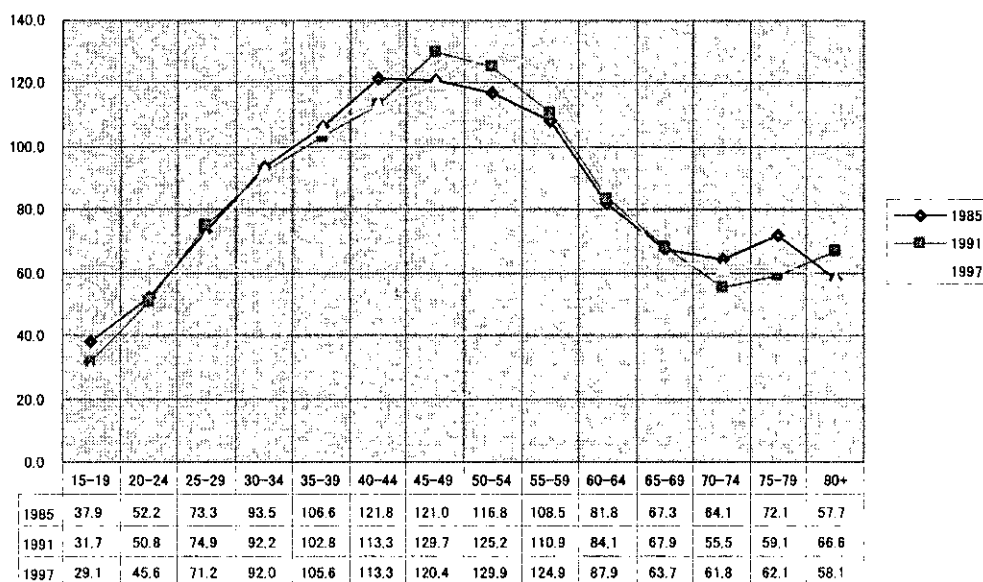
(図4) 有稼働所得者の平均稼働所得(女)



(3) 有稼働所得者の平均稼働所得指数

図5及び図6は、平均稼働所得の指数（全年齢の平均=100）をみたものである。1985年から1997年にかけて、所得のレベルは全体として上がってきていたが、年齢階級別の指数については大きな変化はなく、男子については年功賃金を反映したカーブが、女子についてはフラットなカーブが保たれている。

(図5) 有稼働所得者の平均稼働所得指数(男)



(図6) 有稼働所得者の平均稼働所得指数(女)

